

## 弥富市選手の大会参加等激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市民等が地域等を代表して第3条第1項に掲げる大会に参加する場合において交付する激励金に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により激励金交付の対象となる選手は、次に掲げる者とする。

- (1) 弥富市民で国際大会及び全国大会に選手として参加する者
- (2) 弥富市教育委員会に社会教育団体として登録されている団体及びその構成員で、国際大会及び全国大会に選手として参加する者  
ただし、市外者については、個人での出場は対象外とする。
- (3) その他、市長が特に必要と認めた者

(大会の範囲)

第3条 大会の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際大会

- ア オリンピック、パラリンピック及びアジア大会
- イ ユニバシアード世界大会
- ウ JOC加盟団体、日本スポーツ協会及び愛知県スポーツ協会が選手を派遣する各国際大会
- エ その他国際大会に準ずる大会

(2) 全国大会

- ア 国民体育大会
- イ 日本選手権大会
- ウ JOC加盟団体、日本スポーツ協会加盟中央団体が主催する全国大会
- エ 全国高等学校野球選手権大会
- オ 全国選抜高等学校野球選手権大会
- カ 全国高等学校総合体育大会（定時制・通信制）
- キ 全国中学校総合体育大会
- ク 全国青年体育大会
- ケ その他全国大会に準ずる大会

2 次に掲げる大会等は適用除外とする。

- (1) 親善及び交歓大会

(2) 国内及び県内選考会

(3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会で参加資格が限定され若しくは特定の団体を対象とした大会

(激励金の基準)

第4条 この要綱により激励金を交付する場合において、1人の選手に激励金を交付する回数は、1年度につき1回を原則とする。

2 この要綱により交付する激励金の額は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、その都度市長が定めた額とする。

(激励金の交付手続き)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、弥富市選手の大会参加等激励金交付届出書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 出場する大会の開催要項

(2) エントリー（出場）されたことが明らかな書類

(雑側)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

弥富町選手の大会参加等助成補助金交付要綱（平成17年）は、廃止する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対 象 者		金 額	
第3条第1項第1号	国際大会出場	(個人)	30,000円
		(団体)	上限50,000円
第3条第1項第2号	全国大会出場 (予選・選考会あり)	(個人)	5,000円
		(団体)	5,000円×人数 上限15,000円